

令和4年(2022年)6月1日  
観光振興局ビワイチ推進室

# 1. ビワイチの日(11/3)・ビワイチ週間(11/3-9)について



目的:

ビワイチ推進条例の制定を契機に、サイクリング経験が豊富な人だけでなく、サイクリング初心者やビワイチに興味があったが、きっかけがなかった人など、だれもが楽しめるビワイチをさらに進め、県内全域で観光の振興および、地域の活性化を図る。

※ビワイチの日とは(ビワイチ推進条例第20条より)

県民、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体等の間に広くビワイチについての関心と理解を深めるとともに、ビワイチへの意欲を高め、愛着と誇りを育むため、ビワイチの日およびビワイチ週間を設ける。

ビワイチの日は11月3日とし、ビワイチ週間は同日から9日までとする。



## 2. ビワイチの日・ビワイチ週間の全体像



| 日程                     | 内容  |
|------------------------|---|
| 8月(プレイベント)             | 知事と関係者によるビワイチ   |
| 9月~10月                 | <b>ビワイチの日・週間に向けた広報を強化</b><br>(市町イベントの発信、プラスワンやポスター掲示等)  |
| 11月3日(木・祝)<br>(ビワイチの日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開会式典</li> <li>・記念ライド</li> <li>・知事と西川大使のトークショー</li> </ul>      |
| 11月4日(金)               |   |
| 11月5日(土)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>★土日限定</li> <li>・特設エイドステーションの設置</li> <li>・キッチンカーの出店等</li> </ul> |
| 11月6日(日)               |   |
| 11月7日(月)               |   |
| 11月8日(火)               |   |
| 11月9日(水)               |   |

- ★ビワイチ週間
- ・道路交通情報板
- ・ラジオ放送
- ・マイレージ事業
- ・交通安全啓発
- ・量販店、小売店での一斉催事

# 3. 11月3日(木・祝)～6日(日)イベント(案)



## 期間中のサービス提供

★土日限定

特設エイドステーション(4カ所)

★土日限定

ビワイチ  
レスキュー

乗り捨てポイント  
の増加

サイクリストにやさしい宿  
特別宿泊プランの提供

県内に300カ所以上ある  
サイクルサポートステーションPR

自転車関係者による  
メンテナンス講座

## イベント・催事

★土日限定

キッチンカー  
(ビワイチ商品販売)

例:ハム・フランクフルト  
ビワイチバウム  
ビワイチ弁当

量販店・小売店での  
一斉催事

自転車用品、  
記念品販売会場

ビワイチサイクリング  
ナビを活用した、  
自転車マイレージ

ガイドツアー  
ビワイチ

ビワイチプラス  
による自転車散走

サイクルーzing

自転車メーカーに  
よる試乗会

親子自転車教室

# 4. ビワイチの日実施拠点(案)



シガリズムで楽しむビワイチプラスルートを活用いただき、地域の魅力を感じていただきながら、観光振興へつなげる。



# 5. 展開イメージについて



令和4年～6年

令和7年～9年

令和10年～12年

| 項目                 | 発進  | 成長  | 成熟  |
|--------------------|---|---|---|
| 県・市町<br>関係機関<br>など | <ul style="list-style-type: none"><li>・市町と連携した多様なイベントの開催</li><li>・自転車関連事業者との連携強化</li></ul>              | <ul style="list-style-type: none"><li>・全国のナショナルサイクルルート巻き込んだ展開</li></ul>                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ビワイチの日へ向けた各自治体、各団体の自立的盛り上げ</li></ul> |
| 商品開発               | <ul style="list-style-type: none"><li>・ビワイチ商品の開発支援</li><li>・量販店等での展開</li><li>・首都圏での展開(ここ滋賀活用)</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ビワイチ商品の収益強化(ビワイチ商品)専門店等</li></ul>                | <ul style="list-style-type: none"><li>・ビワイチ商品の全国展開</li></ul>                |
| イベント               | <ul style="list-style-type: none"><li>・ルート周辺に特設エイドステーション設置</li><li>・期間中の特別サポートの提供</li></ul>             | <ul style="list-style-type: none"><li>・ビワイチの日に向けて各事業者が自主的にエイドステーションや特別サポートを提供</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・サポート体制のさらなる充実</li></ul>              |

## 6. みなさまとの連携について



○コロナ禍を経て、本県の豊かな歴史や自然環境、自然と共生する地域でのくらしの大切さが再評価。

○自転車を活用したゆっくり、ていねいに巡る観光を促進。



○琵琶湖の周辺地域のみならず、県全域で観光の振興および地域を活性化。

○ビワイチの日(11/3)、ビワイチ週間(11/3-9)、前後1か月の取組等(プレ・アフターイベント)を取りまとめて情報を発信し、県内全域で自転車を活用した観光の機運を盛り上げる。(7-8月頃に情報を取りまとめ)

(例、自転車散策ツアー、ビワイチ関連商品の販売促進、関連イベント、交通安全やマナーアップの街頭啓発 など。)

### 問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 観光振興局 ビワイチ推進室

電話(直通) 077-528-3746

メール [biwaichi@pref.shiga.lg.jp](mailto:biwaichi@pref.shiga.lg.jp)

# ビワイチ推進条例の概要

## 1 目的(第1条)

ビワイチ推進に関する基本理念、関係者の責務・役割、施策の基本事項等を規定



ビワイチ推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進



滋賀が誇る観光資源であるビワイチの魅力を高め、本県の観光の振興および活力ある地域社会の実現に寄与すること

## 2 基本理念(第3条)

- 琵琶湖の周辺地域のみならず、県の全域で観光の振興および地域の活性化が図られるものであること。
- 県内のサイクリストはもとより、国内外から本県を訪れるサイクリスト一人ひとりが安全で、安心して、快適にビワイチが楽しめる環境を整備すること。
- 地域の生活環境、自然環境および景観を維持しつつ、これらとの調和に配慮すること。
- 本県の自然、文化、歴史、食その他の地域の魅力を再発見し、その情報を共有するとともに、その魅力を大切にしながら、創意工夫して活用すること。
- 県民の健康の増進および環境の保全に関する意識の向上に資するよう配慮すること。
- 国、県、市町、県民、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体の適切な役割分担および連携が確保されること。
- ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体それぞれの自主的かつ主体的な取組が尊重されること。

## 3 県の責務等(第4条～第8条)

県の責務、ビワイチ関係事業者の役割、ビワイチ推進関係団体の役割、県民の役割、サイクリスト等の配慮について定める。

## 4 連携協力(第9条～第10条)

国、市町等との連携協力等、広域的な連携協力

## 5 基本方針(第11条)

県は、ビワイチ推進施策を推進するための基本方針を策定する。

- ビワイチの目指すべき姿
- ビワイチ推進施策に関する基本的な事項
- ビワイチ推進施策の内容

## 6 基本的施策(第12条～第19条)

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| ○ 誘客の促進   | ○ 道路環境の整備       |
| ○ 観光資源の活用 | ○ 拠点施設等の整備      |
| ○ 魅力情報の発信 | ○ 安全な利用に関する取組   |
| ○ 人材の育成等  | ○ サイクリストの利便性の向上 |

## 7 その他(第20条～第23条)・付則

- |                   |           |                 |
|-------------------|-----------|-----------------|
| ○ ビワイチの日およびビワイチ週間 | ○ 推進体制の整備 | ○ 令和4年4月1日から施行  |
| ○ 調査等             | ○ 財政上の措置  | ○ 関係条例について所要の改正 |

ビワイチの日11/3 週間11/3～9